

他の要求に對しても會社の營業不振を理由に拒絕したるところ、被解雇者側は解雇せらるるが如き不都合なしとして監督との對決を要求し遂に監督者と對決するところありたるも議論次せず更に九日會見することとなつた。右會見後被解雇者側に於ては總同監九聯幹部と對策協議の結果要求全部容認せられざる場合は罷業を決行することとし、アジビラ撤布部署決定等其の對策準備に没頭し強硬態度に出でたので、會社側に於ても種々對策を講ずるところもありしも當初の態度を幾分軟ぐるに至り九日正午本社に労資双方會見折衝の結果次の通解決することとなつたのである。

十、解決狀況

九日正午より労資双方會見會社側は

法財團協調會福岡出張所

- 一、現從業員に對する待遇改善要求四項目を容認し、
- 二、被解雇者に對しては復職は認めざるも金一封提供すること、
- 右に對し被解雇者側は金一封の金額明示と團體協約の締結を要求したるところ、
會社側は團體協約は即答することを得ざるも組合加入は之を束縛するの意思なしとて解雇者に對しては
- 一、解雇者四名に對し金貳拾圓宛支給す
- 二、爭議費用として金五拾圓呈す
- 三、製鋼労働小倉支部青年前衛隊員に對し交通費として金貳拾圓を贈呈す

かくて次の覺書を作成し解決せり

覺書